

令和2年12月15日
公立大学法人大阪

大阪市立大学教員の懲戒処分の公表について

この度、令和2年12月15日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

大阪市立大学先端研究院 教授

2. 処分内容

戒告

3. 根拠規程

公立大学法人大阪教職員就業規則第52条第1項第8号に該当する。

4. 処分発令日

令和2年12月15日

5. 処分事由概要

大阪市立大学先端研究院の教授が、平成30年2月から令和元年12月にかけて、本学特任助教に対する不適切な表現での発言を行った。

6. 事案の概要

(事実概要)

令和2年2月28日～令和2年7月29日のハラスメント調査委員会による調査により、以下の事実を確認した。

- ・論文の執筆数又はその内容を理由として、存在価値を否定する表現での発言があった。
- ・検討していた研究内容について独自性や新規性が欠けることを理由に、自尊心を傷つける表現での発言があった。

- ・特任助教が、取り組んできた研究について、論文にしないと述べたことをうけて、実際には雇用を終了させるつもりがなかったにもかかわらず、雇用契約を終了する旨の発言があり、他の学生や教員のいる前で、発言を受けた者の精神的苦痛は看過し難く、当該発言はハラスメントに該当する。

7. 再発防止に向けた対応

高い倫理性が求められる教員でありながら、このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、被害を受けられた方に対しご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の事案を受け、大学として、このことを厳粛に受け止め、ハラスメント研修などを通じて、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

8. 添付資料

公立大学法人大阪教職員就業規則第 52 条第 1 項第 8 号

〈本件の問い合わせ先〉

○処分対象事案について

市立大学事務局大学運営部 教育推進課

(TEL : 06-6605-2132)

○処分内容について

法人事務局法人管理部 人事課 (市立大学)

(TEL : 06-6605-2021)

○公立大学法人大阪教職員就業規則（抄）

（懲戒の事由）

第 52 条 教職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき
- (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき
- (3) 故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき
- (5) 本法人の名誉又は信用を傷つけたとき
- (6) 素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき
- (7) 重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき
- (8) その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき